

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人  
会計品質管理部長 岩原 淳一

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」  
に対する意見

貴委員会から平成 20 年 1 月 24 日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出します。よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1. 緊密な者及び子会社の判定における「資金調達額の総額の概ね過半」の記載について

## (1) 緊密な者に関する第 9 項の記載について

## (コメント)

緊密な者に該当する場合の例示のうち、「概ね」の表現が追加された(5)について、実質的な変更の有無を結論の背景において説明して欲しい。

## (理由)

第 9 項(5)では、「資金調達額の総額の概ね過半」とされ、従来の監査委員会報告第 60 号における「資金調達額の総額の過半」から表現が変更されている。

緊密な者については実質的な判断が必要とされていることから、過半に達しない場合であっても他の要件から緊密な者とされる場合もあり得ることから、実質的な内容には変更がないと考えるのか、それとも緊密な者の範囲をより広くすることを意図した実質的な変更を含むのかのいずれかであるかにより、緊密な者の判定に影響がある場合も考えられるため、その点を結論の背景等において触れることが必要と考える。

## (2) 子会社の範囲の決定に関する第 13 項、第 14 項、第 15 項の記載について

## (コメント)

第 13 項、第 14 項(3)、第 15 項(1)において、判定対象会社の資金調達に関して修正及び追加の記載がなされていることに賛同する。

## (理由)

各項の記載については、従来の監査委員会報告第 60 号の表現に修正を加えている。特に、第 14 項(3)の追加記載については、結論の背景の第 35 項で「資金の関係を通じ

て財務の方針を決定している場合があり得ることによる」旨が示されている。その点については、資金調達面を重視する点が示されており判定要件がより明確になるものと考ええる。

## 2. 子会社に該当しない会社等に関する第 20 項の表現について

(コメント)

「組織の一体性を欠くと認められる」という表現は判定要素であるとの誤解を生じるため、削除すべきと考える。

(理由)

更生会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在せず組織の一体性を欠くと認められる会社等は、子会社に該当しないとされている一方で、清算株式会社等は、意思決定機関を支配していると認められる場合には、子会社に該当するとされている。

第 20 項は、意思決定機関を支配しているかどうかにより、子会社に該当するかどうかを分けていると考えられることから、「組織の一体性」の部分は不要と考えられる。

以 上